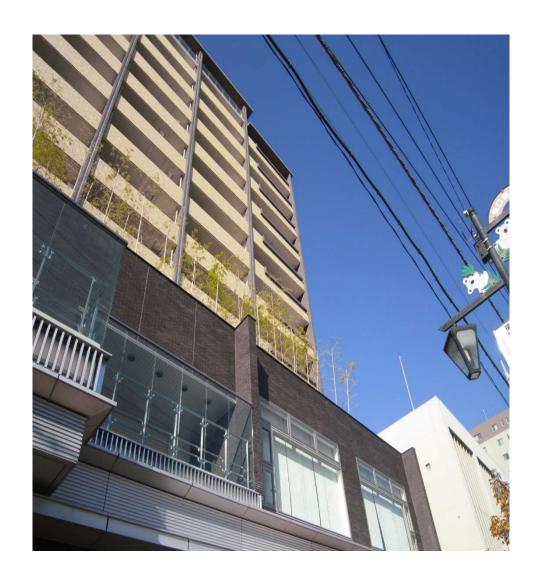
東松山市創業支援センター

コワーキングスペース

【共同事務室・会議室】の使用について



東松山市 環境産業部 商工観光課



はじめに

東松山市創業支援センターは、創業を検討している方や既に創業している方 に貸し出しをいたします。

使用される方は、内容等をご理解していただき、ご協力をお願いいたします。 また、条例に違反した場合は、貸し出しの許可を取り消すこともありますので、 十分にご注意ください。



創業支援センターの使用について

1 センター業務

- ①センター業務は、午前8:00~午後9:00までです。 休館日は12月29日から1月3日です。
- ②使用受付業務は、市商工観光課となります。

【受付時間:午前8:30~午後5:15(閉庁日を除く)】

※使用する日の1月前から使用する日の前日までの期間に市商工観光課において申請及び許可が必要となります。

2 申込資格

創業者及び創業後の方のうち、次の各号のいずれにも該当する方とする。

- ① 市内で創業を目指す方及び創業後の方。(ただし、会議室に関してはこの限りではございません。)
- ②業種は問いません。ただし、小売業の店舗など、不特定多数の方が出入りする形態の 事業でないこと。
- ③公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがないこと。
- ④センター内の用途又は目的を妨げないこと。
- ※R3.4よりテレワーク(情報通信技術を利用し、時間や場所を有効に活用できる働き方をいう。)を行うものの利用対象を拡大します。

3 申込みの除外

申込資格の要件に関わらず、次の①から⑤までのいずれかに該当している場合は申込 みをすることができません。

①申込者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) に基づく暴力団又は暴力団員である場合。

- ②暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合。
- ③申込者が自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的で暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる場合。
- ④申込者が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる場合。
- ⑤申込者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合。

4 共同事務室 (コワーキングスペース)・会議室の申請及び許可

①使用する日の1月前から使用する日の前日までの期間に市役所商工観光課において 申請及び許可を得てください。

【受付時間:午前8:30~午後5:15 (閉庁日を除く)】

※使用する日の前日(閉庁日の場合は前々日)となりますので、注意してください

②共同事務室(コワーキングスペース)の使用料は、使用日数にかかわらず日割りの計算はいたしません。

5 使用料

| 種 別 | 単 位 | 使 用 料 | 備考 |
|--------------|---------|--------|--------|
| 共同事務室 | 1人につき日額 | 1,000円 | |
| (コワーキングスペース) | 1人につき月額 | 5,000円 | |
| 会議室1 | 1回2時間まで | 1,000円 | 面積 5 ㎡ |
| 会議室2 | 1回2時間まで | 1,000円 | 面積11㎡ |

[※]会議室は予約制です。

6 注意事項

- ①センター内での販売活動等は禁止です。ただし、使用者が業務上必要な業者及び商談については可能です。
- ②共同事務室・会議室の使用後の清掃、後片付け、消灯、空調管理等は使用者の方の責任において行ってください。また、会議室の換気は適宜行ってください。
- ③共用スペースの清掃は、清掃員が行いますが、各自清潔な使用を心がけてください。 また、大量のゴミや特殊なゴミを排出する場合は、使用者の責任において適正に処理 をしてください。
- ④禁煙、火気厳禁ですのでご協力ください。
- ⑤センター内、階段、エレベーター等の共用部分に私物を放置、ポスター等の貼付をしないでください。



創業支援センター使用中の諸手続等



申請専用サイト

【共同事務室】(コワーキングスペース)

- ①利用期間は、1月及び1日単位で使用できます。
- ②使用申請は、使用する1月前から使用する前日までの期間に東松山市創業支援センター共同事務室等使用許可申請書(様式第5号)を提出し、許可を得てください。

【会議室】

- ①利用時間は、1回2時間までです。
- ②使用申請は、使用する1月前から使用する前日までの期間に東松山市創業支援センター共同事務室等使用許可申請書(様式第5号)を提出し、許可を得てください。
- ※共同事務室・会議室の使用料は、使用するときまでに納付していただきます。 支払方法については、東松山市が発行する納付書により「東松山市指定金融機関又 は東松山市収納代理金融機関」で支払ってください。



その他

- ①事業運営をするにあたり、施設名称・住所・電話番号等を使用する際は、事前にご相談 ください。また、施設の管理上において支障をきたした場合は、施設の使用を取り消す ことがあります。
- ②電話のお取次ぎはいたしませんので、ご了承ください。
- ③大量のゴミや特殊なゴミを排出する場合は対応できませんので、使用者の責任により 適正に処理願います。
- ④共用スペースの清掃は清掃員が行いますが、各自清潔な使用にご協力をお願いします。
- ⑤環境保護の点でもゴミの減量に心がけてください。
- ⑥駐車場・駐輪場はございません。
- ⑦共同事務室等の使用者は、事務室には無断で立ち入らないでください。
- ⑧センター内での寝泊り等の居住の用に供することはできません。
- ⑨動物等を飼育することはできませんので、ご理解ください。
- ⑩騒音・振動・異臭等を発生させることにより、他の利用者、近隣住民の方への迷惑となる行為はやめてください。

- ⑪センターはマンション内の一室ですので、夜間は特に騒音等には注意してください。
- ⑫センターが都合により一時的に使用ができなくなる場合は、あらかじめご報告します。
- ③センター内での事故及び盗難については、責任を負えませんので各自での責任にて管理をお願いします。
- ⑭この【共同事務室・会議室】の使用については今後変更することがあります。あらかじめご了承ください。



東松山市創業支援センター

T 3 5 5 - 0 0 2 8

東松山市箭弓町1-11-7 ハイムグランデ東松山2階 東武東上線東松山駅・東口から徒歩1分

TEL 0493-81-7588 (4月1日~開始)



環境産業部 商工観光課

〒355-8601 東松山市松葉町1-1-58 TEL 0493-23-2221